

自動販売機設置者募集要項

大牟田市では、大牟田市石炭産業科学館における自動販売機の設置及び運営を目的とする貸付けの相手方を公募し、条件付一般競争入札により設置者を決定します。

入札に参加を希望される方は、大牟田市告示第213号、この「自動販売機設置者募集要項」及び「市有財産賃貸借契約書（見本）」に記載された事項を確認のうえ参加してください。

1 貸付の目的

清涼飲料水等自動販売機の設置に係る行政財産の貸付

2 入札に付する事項

- 1 自動販売機の設置及び運営をするための市有財産の賃貸借
- 2 自動販売機の設置及び運営のために貸し付ける場所及び面積

○施設名： 大牟田市石炭産業科学館

○所在地： 大牟田市岬町6番地23

○貸付場所（面積）： 1.4㎡

・地下1階エントランスホール（1.4㎡）

自動販売機及び空容器回収ボックス：1.2m×1.0m+0.4m×0.5m

※ 別紙（参考資料①） 販売本数実績（P11）

○最低貸付料（60月分）

105,600円（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

- (1) 貸付面積内での自動販売機の設置台数に制限はありません。
- (2) 自動販売機（放熱余地含む）及び空容器回収ボックス設置部分を貸付面積の中に収めていただきます。
- (3) 貸付場所は、別紙（参考資料②③④⑤）の「位置図、平面図、配置図、写真」（P12～15）を参照してください。

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間（60月）

4 販売商品

酒類及び酒類の類似品を除く清涼飲料水、乳飲料等（缶、ペットボトル、ビン又は紙パックのものに限る。）とします。

5 販売価格

標準小売価格以下とします。

6 貸付料等

- (1) 貸付料は、毎年度落札価格の60分の12に、取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、市が指定する納期限までに市が発行する納入通知書により納付していただきます。また、100円未満の端数がある場合は初年度に

納付していただきます。なお、貸付期間中に消費税及び地方消費税の率の改定があった場合は、変更契約を締結することとし、変更契約後の納付額に端数がある場合は、変更契約年度に納付していただきます。

- (2) 取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を加算した額に1円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとします。
- (3) 自動販売機に係る光熱費は、設置者の負担とします。
- (4) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費及び維持管理費、その他必要とされる一切の経費は設置、運営される設置者の負担とします。

3 遵守事項

1 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置者の遵守事項

(1) 大きさ

自動販売機（放熱余地含む。）及び空容器回収ボックス設置部分の面積は、物件の貸付け範囲に収まる大きさとし、自動販売機の高さは2 m以内とすること。

(2) デザイン

塗装色については特に指定しないが、周辺環境に配慮したものとし、高齢者、障害者が利用しやすいものとする。

(3) 環境対策

① 省エネルギー

ヒートポンプ、照明の自動点灯・減光、真空断熱材使用など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② 地球温暖化やオゾン層破壊の防止

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(4) 安全対策

① 食品衛生

関係法令及び業界自主基準等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、関係機関等への届出、検査、商品販売に必要な営業許可等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

② 転倒防止

JIS 規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

③ 防犯

偽造通貨等の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。

(5) 使用済み容器の回収

① 空容器回収ボックスの設置

自動販売機1台に1個の割合で自動販売機周辺に設置すること。

② 空容器回収ボックスの規格

ア 素材 … プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積 … 回収頻度と回収量を考慮し、空容器回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とすること。

ウ その他・・・使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行い、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ② 設置者において、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか故障時は即時対応すること。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体前面に故障時等の連絡先等を明記すること。(設置者、住所、電話番号を文字サイズ50ポイント以上)

2 自動販売機設置に伴う事故

大牟田市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。

3 商品等の盗難及び破損

- (1) 大牟田市の責に帰することが明らかな場合を除き、大牟田市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

4 入札資格要件

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でない者
- 2 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として市長が定める期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に該当しない者
- 3 本市の市税を滞納していない者
- 4 自動販売機の設置及び運営に関する業務をこの公告の日の属する事業年度の3事業年度前から継続して行っている者
- 5 次のいずれかに該当する者
 - (1) 市内に本店、支店若しくは営業所を有している法人又は市内で事業を営んでいる者
 - (2) この公告の日において、自動販売機の設置及び運営に関する事業を本市の施設で1年間継続して行っている者
- 6 次のいずれかに該当する者(政令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除

く。)でない者

- (1) 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のも
のが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第
2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- (2) 暴力団員が実質的に運営している者
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
- (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係
る契約を締結している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴
力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供
与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

5 入札参加申込

入札に参加を希望する方は、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

1 申込書受付期間及び時間

令和7年1月28日（火）から2月12日（水）まで

※但し、月曜日（休館日）は除く。

午前9時30分から午後5時00分まで

2 申込場所

大牟田市石炭産業科学館

大牟田市岬町6番地23

電話 0944-53-2377（直通）

（注）入札参加に当たっては、大牟田市告示第〇〇〇号、この「自動販売機設置者
募集要項」及び「市有財産賃貸借契約書（見本）」（P18～22）を充分お読
みのうえ、申し込んでください。

3 提出書類（提出部数各1部）

	提 出 書 類	法人	個人
①	自動販売機設置場所の貸付けに係る条件付き一般競争入札 参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	○	○
②	誓約書	○	○
③	印鑑登録証明書	○	○
④	大牟田市税の滞納がないことを証する書類	○	○
⑤	設置する自動販売機のカatalog（外観及び仕様が確認できる もの）	○	○
⑥	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑦	役員一覧表	○	
⑧	身分証明書（本籍地のある市町村発行のもの）		○
⑨	代表者選任届	○	○

⑩	自動販売機設置の実績を証明する書類	○	○
---	-------------------	---	---

＊ 本市の市税納入義務者でない法人及び個人については、④大牟田市税の滞納がないことを証する書類は提出する必要はありません。

＊ 共同申込みをされる場合は、⑨代表者選任届と共同申込人それぞれの該当する書類を提出してください。

＊ ③、④、⑥、⑧については、発行後３ヶ月以内の原本とします。

4 提出方法

申込書受付期間内に、提出に必要な書類を申込場所に直接持参のうえ、提出してください。

5 入札参加資格の確認等

上記３の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和７年２月２７日（木）までに、申請者（共同申込の場合はその代表者）あて結果を書面で通知します。

なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

⑥ 質問及び回答

本件入札の内容等に係る質問の受付及び回答については、次のとおり行います。

1 質問の受付

(1) 受付期間

令和７年１月２８日（火）から２月５日（水）まで

※但し、月曜日（休館日）は除く。

午前９時３０分から午後５時００分まで

(2) 受付場所

大牟田市石炭産業科学館

大牟田市岬町６番地２３

電話 ０９４４－５３－２３７７（直通）

(3) 質問方法

質問にあたっては、質問書に記載の上、受付場所へ持参するか、郵送、ＦＡＸで送付してください。

2 質問に対する回答

(1) 回答日時

令和７年２月７日（金）午前１１時から

(2) 回答方法

受け付けた質問に対しては、質問者全員にＦＡＸで回答するとともに、大牟田市公式ホームページ上で一括して回答します。

なお、回答では質問者名は公表しません。

⑦ 入札保証金

1 入札保証金の納入

入札に参加される方は、入札金額の100分の5以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を事前に市に支払っていただきます。

落札者が落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しない場合は、入札保証金は市に帰属します。ただし、大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第11号）第1条第1項に定める市の休日の日数は、当該期間に算入しない。

(1) 支払方法

入札参加者の名義（共有で入札する場合は、代表者名義）で一括して次の金融機関口座に振り込んでください。

銀行支店名	福岡銀行大牟田支店
口座番号	普通 0747795
口座名義	大牟田市会計管理者 ふるいえ まゆみ 古家 真弓

(2) 振込手数料

入札に参加される方の負担となります。

(3) 入札保証金の納入期限

令和7年3月7日（金）

（注）指定金融機関の口座への送金に日数を要することがありますので、できるだけ早めにご入金ください。市が入札保証金の納入を納入期限までに確認できない場合、入札に参加することができません。

2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金を免除することができます。該当する場合は、令和7年3月7日（金）までに該当する契約書の写しを提出してください。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

(2) 政令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他これらに準じる者として市長が特に認める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、その者が契約をしないこととなるおそれがないと認められる者

3 入札保証金の返還等

(1) 落札者の場合

落札者の入札保証金は、落札者には返還しませんが、貸借契約時に契約保証金の一部として入札保証金と契約保証金との差額分を落札者が納入したのをもって、契約保証金に充当します。

(2) 落札者以外の方の場合

落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめその方が指定した金融機関の口座（請求書記載の口座）への振込みにより返還します。共同で入札する場合は、代表者名義の口座に振込みます。ただし、入札終了後、約4週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注）入札保証金には、利息は付きません。

8 入札の日時及び場所

1 入札及び開札の日時及び場所

日 時	令和7年3月11日（火） 午後2時00分 *受付は午後1時30分から行います。
場 所	大牟田市石炭産業科学館 オリエンテーション室 大牟田市岬町6番地23

(注) 入札当日の受付窓口が、混み合うことがありますので、出来るだけ早めに手続きを済まされるようご協力をお願いします。

2 開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者及び代理人立会いのうえ、直ちに行います。

9 入札方法等

1 入札方法

入札書は、入札者又は代理人が直接持参の上、提出してください。また、入札書には、入札参加者の記名押印がされていること。

2 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、60月分（消費税及び地方消費税相当額は除く。）とします。

貸付料は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とします。

3 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

4 最低貸付料について

入札書の入札金額内訳欄に、最低貸付料以上の金額を記入してください。

5 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次により申し出てください。

- (1) 入札執行前は、入札辞退届を入札開始までに大牟田市石炭産業科学館に持参又はファックスで提出してください。
- (2) 入札執行中は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に提出してください。
- (3) 入札辞退届を提出した後は、原則として、入札辞退届の撤回はできません。

6 その他

- (1) 提出した入札書は、理由を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することができません。
- (2) 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期又は取り止めることがあります。

- (3) 入札書は封筒に入れ、表面に件名（「自動販売機の設置場所貸付」）並びに住
所、氏名を記載してください。

10 無効な入札等

- 1 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
 - (2) 同一の入札において同一人がした 2 つ以上の入札（代理の場合も含む。）
 - (3) 委任状を提出しない代理人がした入札
 - (4) 不正行為による入札
 - (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
 - (6) 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
 - (7) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
 - (8) 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
 - (9) 設定している最低貸付料を下回る金額での入札
 - (10) 入札金額内訳欄の合計金額と入札価格が異なる入札
 - (11) その他入札に関する条例・規則等に違反した入札

2 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。

11 落札者の決定

- 1 市が定める予定価格以上で最高の価格の方を落札者とします。
ただし、同価格の入札者が 2 者以上あるときは「くじ」により落札者を決定しま
す。
- 2 入札結果の情報開示については、個人情報保護法及び大牟田市情報公開条例等
を踏まえて開示します。

12 契約

- 1 契約の締結は、落札決定の日の翌日から 7 日以内（期限が土・日曜日及び祝日
の場合はその前の平日まで）に行います。
期限までに契約を締結されない場合、落札は無効となり、入札保証金は市に帰
属し、返還できませんので、注意してください。
- 2 市有財産賃貸借契約書（見本）は、別紙資料（P 18～P 22）を参照してくだ
さい。

13 貸付料等の納入方法

貸付料及び契約保証金の支払は、市が発行する納入通知書により支払っていただき
ます。

契約締結と同時に契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（1 円未満切り
上げ）の金額を市に納入していただきます。

入札保証金と契約保証金との差額分を市に納入したのをもち、入札保証金を契約

保証金に充当します。

契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、落札者の請求に基づき返還します。

なお、貸付料を甲の指定する日までに支払わなかった場合には、契約は解除となり、契約保証金は市に帰属します。

(注) 金融機関などで貸付料を借入予定の方は、入札前に金融機関と充分相談し、入札に参加してください。(金融機関などを利用される場合、資金調達までに時間を要することがあります。)

14 契約の解除

- 1 市は、設置者が契約に定める義務に違反した場合、または、次の各号に該当する行為があった場合は、設置者の責めに帰すべき事由によるものであるかにかかわらず、催告を要せず、直ちに本契約を解除する場合があります。この場合において、設置者に損害が生じて市は賠償の責めを負わない。
 - (1) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2ヶ月以上怠ったとき。
 - (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
 - (5) 市による承諾なく、設置者が2ヶ月以上、自動販売機の設置及び運営をしないとき。
 - (6) 市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (7) 設置者の信用が著しく失墜したと市が認めたとき。
 - (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、市が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する大牟田市役所庁舎の行政財産としての用途又は目的を設置者が妨げると認めたとき。
 - (11) 前各号に準ずる事由により、市が契約を継続しがたいと認めたとき。
- 2 市は、福岡県大牟田警察署から、設置者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する旨の回答又は通報を受けたときは、契約を解除するものとする。
 - (1) 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - (2) 暴力団員が実質的に運営している者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係

る契約を締結している者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

3 設置者は自己の都合で契約を途中解約することはできません。ただし、市において、公用、公共用又は公益事業の用に供するために必要なときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第4項の規定に基づき契約の解除、貸付面積の縮小をすることがあります。この場合、契約解除後の残月数の貸付料、貸付面積の縮小による貸付料の差額は設置者に返還します。

15 その他

本要項に定めのない事項は、法、政令及び大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）の定めるところによるものとします。

16 問い合わせ先

大牟田市石炭産業科学館

〒836-0037

大牟田市岬町6番地23

TEL 0944-53-2377

FAX 0944-53-2340

メールアドレス e-sekitan01@city.omuta.fukuoka.jp

大牟田市公式ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/>